

石 包 括 第 1 2 5 号
平 成 3 1 年 3 月 6 日

関 係 各 位

石 卷 市 長 亀 山 紘
(公 印 省 略)

石 卷 市 奨 学 金 返 還 支 援 事 業 の 周 知 に つ い て (依 頼)

春 暖 の 候 ま す ま す 御 清 栄 の こ と と お 喜 び 申 し 上 げ ま す。

さ て、本 市 で は、地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 推 進 に 必 要 と な る 医 療 ・ 福 祉 分 野 の 専 門 職 の 人 材 確 保 と 市 内 へ の 定 住 促 進 を 図 る こ と を 目 的 と し て、市 内 に 居 住 し、か つ、市 内 の 事 業 所 に 就 職 さ れ た 方 が 返 還 す る 奨 学 金 の 一 部 を 助 成 す る 「石 卷 市 奨 学 金 返 還 支 援 事 業」を 実 施 し て い ま す。

つ き ま し て は、平 成 3 1 年 度 の 助 成 金 交 付 申 請 の 受 付 を 下 記 の と お り 行 い ま す の で、関 係 各 位 へ の 周 知 に つ い て 御 協 力 を 賜 り ま す よ う、よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

記

1 助成対象者 ((1)～(8)の全ての条件を満たす方)

- (1) 石 卷 市 内 に 住 所 が あ り、申 請 年 度 の 3 月 3 1 日 ま で 継 続 し て 市 内 に 居 住 す る 方
- (2) 奨 学 金 の 貸 与 を 受 け て 大 学、短 期 大 学、専 修 学 校 専 門 課 程 に 進 学 し た 方
- (3) 看 護 師、保 健 師、助 産 師、理 学 療 法 士、作 業 療 法 士、言 語 聴 覚 士、社 会 福 祉 士、介 護 福 祉 士、精 神 保 健 福 祉 士、保 育 士 の い ず れ か の 資 格 を 有 す る 方
- (4) 平 成 2 8 年 4 月 1 日 以 降 に、石 卷 市 内 に 事 業 所 を 有 す る 事 業 主 に 正 規 雇 用 さ れ、市 内 の 事 業 所 で 保 有 資 格 に 基 づ く 業 務 に 従 事 す る 方 で、申 請 年 度 の 3 月 3 1 日 ま で 継 続 し て 当 該 事 業 所 に 勤 務 す る 方 (国 及 び 地 方 公 共 団 体 の 職 員 を 除 く。)
- (5) 月 賦、半 年 賦、年 賦 で 奨 学 金 の 返 還 を 行 っ て い る 方 又 は 申 請 年 度 内 に 月 賦、半 年 賦、年 賦 で 奨 学 金 の 返 還 を 開 始 す る 方
- (6) 奨 学 金 の 返 還 に 滞 納 が な い 方
- (7) 市 税 に 滞 納 が な い 方
- (8) 暴 力 団 員 等 で な い 方

2 対象となる奨学金

- (1) 独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 奨 学 金 (第 一 種 奨 学 金、第 二 種 奨 学 金)
- (2) 石 卷 市 奨 学 金
- (3) そ の 他 市 長 が 認 め る 奨 学 金

3 助成金額

申請年度内に返還した奨学金返還額（上限20万円）

※ 申請年度において、市内居住期間又は市内事業所での就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。

4 助成期間

3年間（申請年度内に転出や離職した場合は、対象外となります。）

5 申請受付期間

2019年 4月 1日（月曜日）～ 5月 7日（火曜日）必着

2019年10月 1日（火曜日）～10月31日（木曜日）必着

※初回申請者に限り、10月にも申請を受け付けます。

6 その他

本事業の詳細な内容及び申請手続き等については、石巻市ホームページ（トップページ>市政情報>助成金・補助金>奨学金返還支援事業助成金）を御参照ください。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10355000/7777/shogakukinhenkanshien.html>

7 送付書類

「石巻市奨学金返還支援事業助成金」チラシ

【担当】健康部包括ケア推進室 五十嵐

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

電話 0225-95-1111（内線2573）

E-mail iscareprm@city.ishinomaki.lg.jp

石巻市奨学金返還支援事業助成金

石巻市では、地域包括ケアの推進に必要な医療・介護分野の専門職員の人材確保及び定住促進施策の一環として、市内に居住し、かつ、市内の事業所に就職された方が返還する奨学金の一部を助成します。

また、保育環境の充実と待機児童の解消を図るとともに、妊娠・出産・育児の一貫した子育てしやすい環境づくりを推進するため、平成29年度からは「保育士」・「助産師」の方も助成対象となりました。

◆助成内容

最大60万円（20万円×3年間）

- ◆助成金額 申請年度内に返還した奨学金の額（上限額20万円）
※居住開始日や就職日の都合により、申請年度における市内居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。
※申請年度内に転出や離職した場合、助成金は一切支払われません。
- ◆助成期間 3年間
(助成対象として認められた最初の返還月から起算して3年を限度)

◆対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 石巻市に住所を有し、申請年度の末日まで継続して市内に居住する方
- ② 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- ③ 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を有する方
- ④ 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内事業所において上記③に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する方（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- ⑤ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- ⑥ 奨学金の返還に滞納がない方
- ⑦ 市税に滞納がない方
- ⑧ 暴力団員等でない方

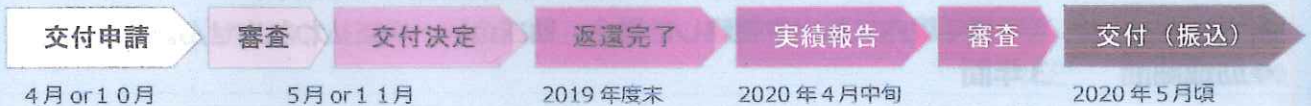
◆対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- ② 石巻市奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

◆対象となるケース（参考例）

平成30年度	平成31（2019）年度	2020年度
ケース①		
	◇住民登録（2019.4.1）	
	◇就職（2019.4.1）	
	◇奨学金返還開始（2019.10）	
	◆交付申請（4月）	◆実績報告・請求 ◆交付申請（4月）
	← 助成対象 →	
		◆報告・請求 ◆申請（4月）
ケース②		
	◇住民登録（2019.7.1）	
	◇就職（2019.4.1）	
	◇奨学金返還開始（2018.10）	
	◆交付申請（10月）	◆実績報告・請求 ◆交付申請（4月）
	← 助成対象 →	
		◆報告・請求 ◆申請（4月）

◆助成金の申請から交付までの流れ



◆申請受付時期

- 第1回：平成31（2019）年 4月 1日（月）～ 5月 7日（火）必着
 第2回：平成31（2019）年 10月 1日（火）～ 10月 31日（木）必着
 ※ 第1回で交付決定を受けた方は、第2回で改めて申請する必要はありません。
 ※ 11月1日以降に助成対象者の要件を満たした方は、翌年4月に申請を受付けます。

◆申請方法

申請書類をできる限り持参により、下記申請先に提出してください。

※ 交付申請書は、石巻市のホームページからダウンロードできます。

◆申請先・お問い合わせ先

保育士以外の方	保育士の方
石巻市 健康部 包括ケア推進室 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 〔石巻市役所2階 ⑩番窓口〕 電話：0225-95-1111（内線2573） E-mail：iscareprm@city.ishinomaki.lg.jp	石巻市 福祉部 子ども保育課 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 〔石巻市役所2階 ⑫番窓口〕 電話：0225-95-1111（内線2527）